

平成 30 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 御中

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

機密保持に関する誓約書

当社は、貴社に対し、末尾表示物件（以下、「本件不動産」という。）を検討（以下、「本検討」という。）するにあたり、貴社から開示を受ける情報の機密保持に関して以下の事項を遵守することを誓約します。

記

第 1 条（機密情報）

- 本誓約書において、「機密情報」とは、文書・口頭その他の方法・手段（磁氣的・電氣的媒体によるものを含む。）により、貴社より当社に対して、開示される全ての情報又はデータその他一切の情報をいう。
- 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については、当社は本誓約書による義務を負わないものとする。
 - 貴社から開示された時点で、既に公知となっている情報。
 - 貴社から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - 貴社から開示された時点で、既に自ら保有していた情報。
 - 正当な権限を有する第三者から、当社が貴社に対する機密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - 当社は、機密情報を本検討の目的にのみ使用するものとする。

第 2 条（機密保持義務等）

- 当社は、機密情報について善良なる管理者の注意をもって、機密情報が本誓約書に反して開示・漏洩されないように措置を講じるものとする。
- 前項にかかわらず、次の各号の場合には、当社は、機密情報を開示できるものとする。
 - 当社役職員、当社の関連会社及び当社の関連会社の役職員に開示する場合。
 - 弁護士・公認会計士・税理士・不動産鑑定士・司法書士等その他の専門家に開示する場合。
 - 本検討に必要な範囲内で、本件不動産に関して投資又は融資を検討する者、本不動産の運営管理受託を検討する者に開示をする場合。
 - その他貴社の事前の承諾を得た第三者に開示する場合。
 - 法令等に基づき開示義務を負い、又は官公庁等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められて開示する場合。
 - 当社は、前項各号（但し、第 5 号を除く。）の場合において、第三者に機密情報を開示する場合は、本誓約書と同等の機密保持義務を当該第三者に負担させるものとする。

第 3 条（機密情報の返還・破棄）

当社は、貴社から請求のあった時は、返還または破棄可能なものに限り、貴社の指示に従い機密情報及び機密情報が記載・記録された媒体を返還または破棄するものとする。

第 4 条（損害賠償）

当社は、本誓約書の履行に関して、貴社に損害を与えた場合にはその損害を賠償する責を負う。但し、関係する法令等の適切な解釈に基づく行為、官公庁・自主規制団体等の命令又は決定に従った場合等、当社の責めに帰すことのできない事由により貴社が損害を被った場合を除くものとする。

第 5 条（貴社による情報の他社への提供）

当社は、貴社が当社以外の者に対しても、当社に対して開示された情報と同一ないし同種の情報の開示を行なう可能性があることを予め承いたします。

第 6 条（有効期間）

本誓約書の有効期間は、本誓約日より 1 年間とする。

第 7 条（紛争の解決）

本誓約書に規定のない事項及び本誓約の条項に関して疑義が生じたときは、当社は貴社と誠意をもって協議し解決を図るものとする。なお、本誓約書は日本法を準拠法とし、本誓約書に関し生ずる紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

以 上

【物件の表示】

（団地名称） 二宮第 1・4 共同住宅
（所在地） 神奈川県中郡二宮町百合ヶ丘 2-2 他